

三井植木組合創立50周年記念事業

市役所庁舎前庭樹木および

植栽工事一式を寄贈

問 財政課契約・管財係
☎72-2111内線233

三井植木組合（組合長 田竈利公さん、組合員41人）が、創立50周年記念事業の一環として市役所前庭を改修して市に寄贈されました。

組合の若手グループがデザインを手掛け、四季の変化が感じられるようさまざまな樹木を配置し、市の木であるクスノキや「七夕」をイメージした「竹笹と紅葉」なども植樹されています。

西側のスロープからは高齢者や車いす利用者にも楽しめるよう、樹木の高さや香りに配慮して作られており、田竈さんは「この前庭を通るみなさんに四季を感じて、和んでいただければ」と話されました。

同組合は、これまでも市制施行時の前庭植栽をはじめ、市体育館前庭植栽、運動公園外周サクラの植栽などを市に寄贈されており、今回の植栽の寄贈に対し、平安市長より感謝状が贈呈されました。

地域でのスポーツ普及発展に尽力

小郡市スポーツ推進委員会が

全国優良団体表彰を受けました

問 スポーツ推進課事業係
☎75-2454

清武教育長に報告する米田さん(写真左)

11月21日・22日に和歌山県で開催された第54回全国スポーツ推進委員研究協議会で、小郡市スポーツ推進委員会（会長 米田管子さん）が全国スポーツ推進委員連合から優良団体表彰を受けました。

小郡市スポーツ推進委員会は、昭和37年に設立され、地域スポーツの担い手として、積極的に地域

の事業に参加し、地域住民と交流を深めながら、健康増進と体力向上を目指しています。

同委員会は、市民ふれあい運動会や成人祭祝賀駅伝など市が主催する事業に参加し、市民ふれあい運動会では子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が参加できる競技を考案するなど、ひとりでも多くの市民がスポーツに参加できるように活動しています。

他にも、ジュニアスポーツフェスティバルで行われている誰でも簡単にできる、小郡市独自のニュースポーツ（スカイボール・ドリウムボール・七夕ハンドゴルフ）を発売し、周知を図るなど、市のスポーツ振興に貢献しています。

会長の米田さんは、表彰を受けたことについて、「この表彰は、これまでの活動を支えてきた歴代の委員の皆さんの努力があつてのこと」と話されました。

災害による被害を最小限にとどめるために 災害対策本部設置運営訓練を実施

問 協働推進課防災安全係
☎ 72-2111 内線 253



①情報を図面に記すなどし、対応を検討②被害状況や対応状況を
集約③対策本部は各班からの情報をもとに対応方針を決定

11月15日、生涯学習センターで九州北部豪雨と同等の風水害を想定した災害対策本部設置運営訓練を市職員40人で実施しました。

この訓練は災害時に職員が初動対応を円滑・的確に行い、被害を最小限に軽減できるよう、災害対策本部の状況を模擬的に体験し、対応能力を身につけることを目的としています。

訓練では、水位情報や道路冠水、土砂災害などの被害状況や住民からの問合せなどの状況が付与され、その状況に応じて、避難勧告等の発令、市民からの問合せや救助要請への対応、他機関への応援要請や情報共有の仕方などを確認しました。

実際の災害時には、多くの情報が集まり、錯綜することも考えられます。訓練での課題を検討し、今後の防災体制の強化へ努めていきます。

都市計画案の縦覧を行います

問 都市計画課計画係
☎ 72-2111 内線 352
〒 838-0198
小郡市小郡255-1

都市計画案

小郡都市計画あすてらす地区
地区計画の決定（小郡市決定）

縦覧期間

1月6日（月）～20日（月）
※土日祝日除く

時間 午前8時30分～午後5時

会場 都市計画課（市役所西別館）

意見書の提出について

都市計画案に対して意見がある人は1月20日（月）までに意見書を提出できます

老人福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）のアンケートにご協力を

問 介護保険課
☎ 72-2111 内線 452～454

対象

計画策定にあたり、市民の皆さんから広く意見を伺うため、アンケート調査を実施します。

① 要支援・要介護認定者の在宅高齢者 1,000人

② 64歳以上の市民 1,000人

発送時期 1月中旬

調査方法

調査票を郵送しますので、返送用封筒で回答してください

認定長期優良住宅に係る

固定資産税の減額措置制度などの申告は1月31日(金)までに

新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置制度

平成25年1月2日から平成26年1月1日までの間に認定長期優良住宅を新築した人は、申請により、通常の新築住宅に係る軽減(3年間もしくは5年間)に変わり、次の減額期間が適用されます。

対象家屋

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅
- ・床面積が50㎡(二戸建て以外の貸家住宅の場合40㎡)以上280㎡以下であること
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの

申請方法

長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申請書、認定長期優良住宅である旨を証明する書類(認定通知書の写し)を添付し、申請

申請期限 1月31日(金)

認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

【減額内容】

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50㎡～120㎡以下	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡分に相当する税額の2分の1(60㎡に相当する税額)

【減額される期間】

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年度分
3階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後7年度分

住宅用地の申告

平成25年1月2日から平成26年1月1日の間に、住宅用地としての土地の利用を変更した人または新たに土地を住宅用地として利用している人は、住宅用地特例の適用が変わるため、申告が必要です。

対象となる場合

- ・住宅を新築・増築した場合
 - ・住宅を新たに取得した場合
 - ・住宅を取り壊した場合
 - ・住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合
 - ・店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
 - ・土地の利用方法を変えた場合
- ※すでに家屋調査、滅失登記が済んだものは除く

申告方法

固定資産税の住宅用地等申告書を記入し、申告。別途関係書類を提出してもらう場合があります。

申告期限 1月31日(金)

償却資産の申告

平成26年1月1日現在で、市内に事業用資産(償却資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には、12月中旬に書類を郵送済みです。期限内に申告してください。

※新規の人はご連絡ください。

●期限 1月31日(金)

新築・増築、解体の届け出

建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を新築・増築、解体した場合、平成26年度固定資産税に係る調査が必要です。税務課資産税係までご連絡ください。

住宅用地継続申請について

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族により、賦課基準日(1月1日)に住宅が建替え中の土地については、申請により、1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

申 問 税務課資産税係
☎72-2111内線122・123

※各種申請書は、税務課窓口、市ホームページ(トップページの申請書ダウンロードより)で入手できます。